

第1回奈良県地域福祉推進計画策定委員会 議事概要

日 時：平成30年11月6日（火）14：00～15：30

場 所：やまと会議室 3階大会議室

出席者：（委 員）永田委員長、八木委員長代理、奥村委員、片山委員、田尻委員、辻村委員、
中委員、中島委員、早瀬委員

（奈良県）林福祉医療部長、山田地域福祉課長 ほか 関係課等

1. 福祉医療部長挨拶

2. 委員・事務局紹介

3. 議 事

（1）委員長の選任について

- ・辻村委員から永田委員が推薦され、全委員が了承

（2）委員長代理の指名について

- ・永田委員長より八木委員が指名され、全委員が了承

（3）奈良県地域福祉計画の改定について

（4）奈良県地域福祉計画の素案について

- ・事務局から資料に基づき説明した後、各委員から、以下の意見等があった。

項目	発言者	意見の概要
全 般	中委員	地域の企業やNPO等、多様な主体が連携することによって地域力強化に広がりが出てくるというところをしっかりと謳っておくべきでは。
	中委員	「連携」というのが目的、目標ではなく、手段であり、具体的にどう取り組むのかというところをはっきり打ち出していくというのも重要ではないか。
	中委員	行政には限界があるという認識よりも、いかにその限界を除いていくかという努力が必要ではないか。
	早瀬委員	助けて欲しいと言えない人にどのように手を差し伸べていくのか、ボランティア活動と地域福祉計画にうまく沿って、活動をともにやっていけるのかなということを意識していきたい。
	八木委員	最近の社会をみていると、「自助」に力点がおかれている。生活が個人化してどんどん自分のことは自分で、人のことは構わない中で、地域共生社会を構築する、支え合い活動の推進、地域のつながりを再構築するということだが、どういう思いで計画していくのか。従来のような人間関係が希薄化するという文言よりは、今の時代に合わせた計画を作るために、例えば今はフェイストゥフェイスだけでなくSNSを使った人と人のつながりも多くなっている。そのような時代の中で有効な計画づくりが必要。

項目	発言者	意見の概要
資料4 P.3 地域共生への仕組みづくり	中委員	「地域共生への仕組みづくり」への名称を「共生の地域づくり」としてはどうか。
資料4 P.3 住民主体の課題解決、 包括的な支援体制の構築	中委員	「住民主体の課題解決、包括的な支援体制の構築」については、前段と後段を分離して、「1. 地域共生の仕組みづくり」の中で「住民主体の課題解決」、「3. 安心できる福祉基盤の整備」で「包括的な支援体制の構築」としてはどうか。
資料4 P.5 社会福祉法人の 地域貢献活動の推進	中委員	「3. 安心できる福祉基盤の整備」のうち、「2. 福祉サービスの質の向上」にある「社会福祉法人の地域貢献活動の促進の整備」は「1. 地域の人々を支える支援体制の充実強化」に移すべき課題ではないか。
資料4 P.4 コミュニティソーシャル ワーク活動の充実	田尻委員	宅配業者等の個人宅への配達をしている企業等が異変を感じた際に、社協や行政と連携が取れるようにしてはどうか。 災害等の際であれば、民生委員等では民家に立ち入ることができないので、警察との連携を密にする必要がある。 財源としては「ふるさと納税」を利用できるのでは。例えば離れて住む子が、市町村が連携している民間企業が親宅を訪問した際に、声掛けをするという例がある。
資料4 P.4 コミュニティソーシャル ワーク活動の充実	中島委員	CSWと生活支援コーディネーターの2つぐらいなら掛け持ちでもできる。2つの制度は違うが、職員を配置できるような手当ができれば。
資料4 P.4 多様な福祉・介護人材の 育成・確保	奥村委員	人材の育成・確保について、まずは専門職の確保とか、短期のスパンで実現しなければいけないこと他に、長いスパンで子どもたちを育てていく中での人材を育てていく観点も必要ではないか。
資料4 P.5 地域の人々を支える 支援体制の充実強化	中委員	「3. 安心できる福祉基盤の整備」のうち、「①地域の人々を支える支援体制の充実強化」については、行政を主体として制度福祉によるセーフティネットという考え方を新たに変えていくような姿勢が必要になるのではないか。
資料4 P.5 包括的な支援体制の構築	中委員	従来型施策の支援では解決できない課題の対応、多分野・多領域との分野横断型施策の推進は当然非常に重要な意義があるため、具体的にアクションプランの中でどう定義し、書いていくのか。
資料4 P.5 権利擁護の推進	片山委員	専門職の養成や権利擁護に関わる、例えば市民後見人の養成についても着目してもらいたい。
資料4 P.5 権利擁護の推進	永田委員長	市民後見人の養成は権利擁護の推進で成年後見促進法という制度が今回出来ているので、市民後見人に限らず、権利擁護の体制とか、市町村の計画の支援もこの計画の中の範囲だろうと思うので、是非反映させてもらえたら。
資料4 P.5 経済的困難等を抱える 子どもの支援の充実	辻村委員	社会的養育新ビジョンをこの計画に盛り込むべきか。県の計画も今後のことかと思うが、具体的に進んでいこうとするのであれば、里親を増やすように里親研修というのをしないとけないし、既存の施設はどうなるのか等問題がある。
資料4 P.5 経済的困難等を抱える 子どもの支援の充実	永田委員長	権利擁護というと成年後見人みたいになっているが、子どもの権利も取り上げていくのも大事かもしれない。

アクションプログラム

項目		発言者	意見の概要
アクションプログラム	資料4 P.5 福祉サービス第三者評価の 受審促進	片山委員	福祉サービス第三者評価の受審促進、並びに社会的養護関係施設第三者評価の受審の促進にも光を当ててもらいたい。
	資料4 P.5 市町村地域福祉計画の 策定支援	辻村委員	県だけが地域福祉計画を策定しても現場や住民に実感が湧きづらいため、市町村の計画策定を促進してもらいたい。
	資料4 P.5 市町村地域福祉計画の 策定支援	中島委員	福祉分野だけでなく、横断的な分野が連携する庁内連絡会議と いった取組が続いていく仕組みがあればと思う。

- (5) 今後のスケジュールについて
- ・事務局から資料に基づき説明